

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況

平成27年3月11日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

本資料は、平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針「第2 LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目」において、LPガス販売事業者等々に取組を求めている事項について、トップヒアリング、立入検査による確認、一般社団法人全国LPガス協会からの報告等を踏まえ、当省においてその実施状況をとりまとめたもの。

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
第2 LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目				
			最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、平成26年度において、次に掲げる4項目をLPガス販売事業者等に対して要請する。 1. 法令遵守の徹底 2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進 3. 事故防止対策 4. 自然災害対策 特に、事故防止対策については、平成25年の事故発生状況等から、 (1)CO（一酸化炭素）中毒事故の防止対策 (2)一般消費者等に起因する事故の防止対策 (3)LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策 を重点的に対応することを要請する。	
			その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、 ・一般社団法人全国LPガス協会の「LPガス安全安心向上運動」 ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議（以下「七協議会連絡会議」という。）の行動基準 等で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。	
1. 法令遵守の徹底				
1	(1)経営者の保安確保へ向けたコミットメント等			

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
1	(1)			① 経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －年2回開催するグループの保安責任者会議において、法令遵守と、保安対策指針に則った保安統括部の方針を徹底している。 －事業年度の最終月期の部長・所長会議で、次年度の「経営方針」を発表している。 －事業計画の重点目標の第一に「安全の確保」を掲げ、社長方針スローガンは「全員がプロフェッショナルとして手順書とおりの職務遂行に徹する」としている。 －年度初めに掲げる年度目標の第一に法令遵守を掲げ、事業部トップ及び保安の実務を担当している各営業所所長に対し保安の重要性を認識させている。「保安なくして販売なし」。 －基本方針として、1.保安なくして企業経営なし 2.法令順守 3.技術力の向上の3点を掲げ、社内に掲示し、朝礼等の機会に徹底するように社員に訓示して、保安の確保に努めている。
1	(1)			② 経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －事業会社の代表者の経営協議会で、保安査察の結果を踏まえ保安の重要性を徹底している。 －社員に向けて「経営方針」をイントラネットに掲示し、その後会議及び社員研修会等々で経営者の言葉にて周知を実施している。社外については販売店会の会議において当社の「経営方針」として発表している。 －社長が県LPガス協会を通じて、業界全体の保安確保、保安レベル向上に努めている。 －年度初めの事業方針発表でキックオフして、社長が出席する毎月の全社会議で受託業務進捗を確認する等、指導力を発揮している。 －販売促進のキャンペーンにおける評価の際に、保安に関する進捗状況等を評価点に加え、保安の重要性を意識付けしている。 －朝礼や保安会議時に社長が社員に対し基本方針の徹底や最近の事故事例等を紹介し、保安の確保の重要性について話をしている。
1	(1)			③ 経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －保安部を社長直轄部署とし指導強化を図るとともに、保安業務を確実に遂行する為の年間予算の確保を徹底している。 －管理本部内に保安部署を配置し、法令遵守・自主保安の活動を、各営業所に指導・教育・業務推進状況を確認している。関連費用についても、全社的な関連費用(供給機器関連・設備更新等)を保安部にて予算化している。 －監査室を設置し、定期的な査察を実施している。予算については、需要家保安推進費を各支店に設け、業務用換気警報器等の設置を推進するとともに、機器取替予算、埋設管入替費用を別に予算確保している。 －保安組織体制は、営業所の所長を保安責任者(管理者)とし、副所長に業務主任者を兼ねさせ営業所全体の保安の管理監督を担わせている。保安対策予算については、対策指針の管理項目ごとに不足の無いように確保している。
1	(2) LPガス販売事業者等の義務の再認識				
1	(2)			① LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、保安機関に対して、保安業務の実施状況について確実に確認を行うこと。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －LPガス販売事業者に対し、自社の実施状況とともに委託先の保安業務を含め毎月「保安業務実態調査表」の提出を求め確認している。 －実施状況は業務主任者及び所属長によるチェック体制を整備し、委託業務の3号/4号業務はさらに本社保安部に提出し本社保安部がPC入力を実施することにより、チェック体制の強化を図っている。 －配送業務の大半は資本関係のある子会社に委託している。親会社が保安機関としての業務やマニュアルを管理し、保安業務データ等も共有化を図っている。資本提携のない保安機関に委託する場合は、社内の保安マニュアルに沿って実施し、状況確認については営業所・本社で2元管理している。

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
1	(2)			② 保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス販売事業者に通ずること。 (現状) ・平成25年度の立入検査において、保安業務の実施結果を委託元であるLPガス販売事業者に通ずしていない保安機関が見受けられた。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －保安業務の受託先には実施後に速やかな報告と共に、月次での報告書作成により確実に結果の通知を実施している。 －各保安業務の結果について不適合があれば、不適合の内容・適合するための措置・その措置をとらなかった場合に生じる結果を速やかに委託元に通知している。 －毎月上旬に、前月保安状況の確認、当月の予定確認を委託元に通知し、月次にて各保安業務の「保安業務結果報告書」を作成し委託元に提出している。 －緊急時対応等、月々の発生が無いものの通知については、「無し」は無しでFAX等で連絡をするようマニュアル化している。
1	(3)	保安教育の確実な実施			
1	(3)			① 保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －事業会社毎に毎年4月に年間保安教育計画書を作成し、液石法に関して毎月保安教育を実施。記録は2年間保管。欠席者に対するフォローを徹底するよう指導しており、親会社保安部の保安査察にて実施記録等資料をチェックしている。 －次年度の年間保安教育計画は、全社統一内容を保安部にて策定し営業所に配信する。営業所にて独自の教育内容を追加して、従事者への保安教育を毎月1回以上実施している。 －外部講習(LPガス協会・高圧ガス保安協会等)に積極的に参加して最新の保安情報を習得して社内教育を実施。 －毎月1回、第3水曜日を「保安推進の日」と定め、年間計画に基づく保安教育を全社員対象に実施。 －配送員・事務員・検針員・協力工事業者に対し保安教育を実施し保安に対する意思の統一を図っている。 －関連協会や元売主催の専門講習・研修会についても、業務主任者や工事チーム等から選抜し参加を指示している。 －対象者を非現場従事者、現場従事者、指導者のグループに分けて保安教育を実施している。 ・日本ガス石油機器工業会は、消費機器に関する保安教育の支援として全国LPガス協会と連携し、H26年度は愛媛県内8会場でのLPガス販売事業者への保安講習会に講師を派遣した。 ・経済産業省は、液化石油ガスの保安に特化した指導者の育成を行い、更にその指導者が各地域で講習会を延べ133回、個別指導を409事業所で実施し、全体的な保安レベルの維持、向上を図った。
1	(3)			② 保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －設備工事、修理等の作業マニュアルは、各事業会社で作成し、保安教育の機会に作業手順の確認などを行う。 －親会社保安部にて社内教育資料としてのマニュアルを作成し、イントラシステムにより、営業所はいつでも閲覧可能としている。業務主任者及び従事者別に年間8回の研修を実施。 －高圧ガス保安協会発行の「保安業務ガイド」を自社のマニュアルとしている。 －「プロフェッショナル技能コンテスト」により保安・工事・物流部門の技術向上を図っている。 －社内自主保安基準の1つとして「保安業務取扱者認定制度」を創設。法的資格に加えてこの社内資格に合格すると、1・3・4号の保安業務を1人で行うことができる。 －燃料事業部配属の全ての従業員(事務職を含む)について、社内教育にプラスして、1年以内に保安業務員や高圧ガス第2種販売主任者免状の取得を義務づけている。 －容器交換等マニュアルを作成し、下請配送業者にも繰り返し講習を実施。

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
1	(3)			③ 販売グループの中核となっているLPガス販売事業者は、グループ内事業者に対する保安教育を主導すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －当社の保安研修会にグループの販社から責任者・従事者の参加を受け入れ顧客対応方法等を含めた実務研修を実施。 －販売店会において、年間事業計画に基づき防災訓練・保安講習会等の保安教育訓練を実施。 －日液協から出版されたマニュアルを利用し、卸先の販売店に対して年3回保安指導を実施。 －保安専門技術者養成講習を受講し、地域保安指導事業の講師として販売事業者の保安水準の維持、向上に努めている。 －社員に県LPガス協会の講師資格者がおり、グループ内事業者への保安教育のみならず他LPガス販売事業者に講師として派遣している。 ・中国四国産業保安監督部では、中国液化石油ガス保安連絡協議会保安部内に、特に保安に関する知識・経験を有する者を「保安アドバイザー」として会員各社から登録し、自社の系列店、グループ会社等へきめ細やかに指導を行うシステムを推進している(H23fy 保安アドバイザー登録数34名 指導事業所数63事業所 / H24fy 38名 90事業所 / H25fy 40名 100事業所 / H26fy 40名 142事業所)。平成26年度においては、中国各県LPガス協会の開催する講習会等で、保安アドバイザーが実際に指導を行う上で出てきた質問や問題点、注意点等について、保安アドバイザーが講師となって講義を実施。
1	(4)	(4) 販売所・営業所単位での保安確保			
1	(4)			① LPガス販売事業者は、販売所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －社内ルールとして、営業所でのチェック体制は、所属長(業務主任者兼務)と共に複数配置している業務主任者が実施している。 －営業所所長が、業務主任者と共に、「保安推進の日」の講師を行い、保安業務に対する法令遵守の遂行を担っている。 －保安に関する案件は緊急を要する場合があるため、所長への委任事項としている。所長の判断を超える場合は速やかに保安管理部と協議した上での対処とし、さらに重大案件については、代表者までの報告と決裁としている。 －年間事業計画で業務主任者会議を計画し、責任者が業務主任者とともに会議等に参加、保安確保の取組を実践している。
1	(4)			② LPガス販売事業者は、業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。 (現状) ・平成24年度の立入検査において、点検・調査結果等における未記入・誤記入を業務主任者が見過ごしていた例が散見された。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －「社則:保安管理規程」に、保安責任者を明記し、誠実な職務遂行、事故及び災害の防止に努めている。 －業務主任者の職務・役割について業務主任者研修会を実施している。 －担当者、入力者、業務主任者がチェックしていることを保安責任者である所長がチェックする体制にしている。 －業務主任者は社内的には課・所の責任者、もしくは役付け社員の身分としている。 －LPガス点検・調査票は、リーダー及び社長がチェックした後に保安業務委託元である販売事業者の業務主任者に送付している。

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
1	(4)			③ 販売所・営業所において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めるとともに、内部監査の充実を図ること。 (現状) ・平成23年度において、本社の保安管理部門が販売所・営業所の業務の実施状況を把握しておらず、法令違反に至った事例があった。 ・平成25年度の立入検査において、保安機関においてLPガス販売事業者から受託した保安業務を他の保安機関へ再委託していた事例があった。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －親会社保安部による保安査察を年2回実施。また保安業務を遂行する為の社内体制が確立されているかを親会社監査部が体制監査を実施している。 －社内規定による保安査察以外に、第三者機関として持ち株式会社の保安査察も受けている。 －営業所による保安業務の実施状況を毎月本社に報告している。委託契約については本社が一括管理している。 －「保安業務本部」が、月次会議時と、拠点保安巡回指導で保安業務の適切な実施を確認している。 －定期点検・調査の期限管理について、毎月保安システム内で実施状況検索を行い、遅延の無い事を確認している。 －保安管理部が発行する社内の「保安ニュース」により週単位、日常単位の保安業務等の進捗状況を、事業部全員が意識できる仕組みとしている。 －販売所、保安機関における申請、変更事項は、代表者の決裁後、保安管理部が統括し申請書、届出等を提出している。 －内部監査において、法令違反はもとより自主基準違反についての改善指示や保安に関する問題点(人・物・金)まで抽出させ、代表者に提案している。 －専務取締役が筆頭の査察チームに各事業所の責任者を入れて相互査察を行い、営業所間のレベル平準化及び従業員の意識の向上を図っている。結果は最終的に社長に報告している。 －保安業務の期限管理について、クラウドを活用した保安システムにより本社で一括管理している。月初、月末に本社でチェックし、遅れ等について各営業所の担当者に連絡される。
1	(5)	事業譲渡時の保安業務の確実な実施			
1	(5)			① 事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況(配管等の設置状況等を含む。)を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －保安情報を速やかに入手し、供給開始時点検調査が確実に実施されるようスケジュール化すると共に、グループ会社からの応援が必要な場合は「短期出向制度」の要請等、事業会社保安部が主体的に行う。 －営業譲渡件数(100件以上)に応じて、業務引継計画書を作成し本社に提出。業務引継進捗管理表を営業所と共有し管理監督を実施。 －譲渡後速やかに供給開始時業務(点検・調査、書面交付、周知実施)を完了させる為の計画等を保安機関から提案。
1	(5)			② 譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －営業譲渡時にPCプログラムによる顧客分布状況・業務引継(点検調査・書面交付)の段取りを確認している。 －事業譲渡前に保安台帳・期限管理台帳の確認及び現場に出向き供給設備等の目視確認を行い、地図上に落とし込み30分対応エリア内であることを確認している。 －緊急時対応の確実な実施に向け、遠隔地での消費者の場合は、委託もしくは供給断念も考慮し判断している。
1	(6)	バルク貯槽等の20年検査に向けた体制準備			

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
1	(6)			① LPガス販売事業者は、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、高圧ガス保安協会規格を参考に20年検査に関する具体的な計画の策定及びその準備に着手すること。 (現状) ・高圧ガス保安協会は、経済産業省の委託事業で作成した20年検査に関する手順書(案)を基に、次の3つの20年検査(告示検査)に関する高圧ガス保安協会規格(KHKS)を平成26年2月に制定。 ①バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS0745) ②付属機器等の告示検査に関する基準(KHKS0746) ③バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS0841)	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ーバルク貯槽設置先の一覧表の整備、貯槽本体と付属部品の期限管理、設置先の写真整備、リプレイスに向けてのスケジュール化を実施中。 ー社内PCプログラムにより、バルク貯槽管理データを作成中。近年の研修会及び講習会に参加し方向性を検討しているところ。検査実施の技術面と費用面を考慮して、新規入替を検討している。 ー貯槽の搬出・搬入経路等、現場状況の確認を行っている。 ー検査実施か新品取替かの判断、また保安確保と配送効率を含めたバルク貯槽設置の社内基準の作成が課題。 ー特定設備検査合格表の有無、付属品の期限管理、告示検査期限表示、残ガス容器置き場の確保など、工程表を作成し準備していく。
2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進					
2	(1)	(1)組織内のリスク管理の徹底			
2	(1)			現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。その際、自主保安活動チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用すること。 (現状) ・自主保安活動チェックシートの提出状況：平成25年度 56.1%(年度途中から実施)(一般社団法人全国LPガス協会調べ)	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ーグループの保安講習会などで、各社の保安状況を認識するために自主保安活動チェックシートを活用している。 ーグループ独自の消費者保安チェックシート、自主保安活動チェックシート等を所属長・業務主任者が記入・報告することによる認識の向上と、提出を受けた管理部署でのチェックにより実態把握を行っている。 ー地域性(業務用の戸数差やCO中毒注意需要家戸数等)があるため、営業所自らが保安のレベルアップについて目標を決定し、実行することとしている。 ーグループ独自の消費者保安チェックシートを活用して問題点を把握すると共に、以降も何度も読み返して保安内容の定着を図っている。 ・自主保安活動チェックシートの提出状況：平成26年度 74.0%(一般社団法人全国LPガス協会調べ)
2	(2)	(2)集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進			
2	(2)			より一層の安全確保の観点から、一般消費者における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。その際、集中監視システムの通信規格については、国際標準化された規格に配慮することが望ましい。 (別紙1) (現状) ・認定液化石油ガス販売事業者の認定状況：平成25年4月現在273社(認定割合1.3%)集中監視システムの普及率：26%(平成21年 集中監視設置世帯 624万世帯、LPガス利用世帯 2,400万世帯。出所：資源エネルギー庁 スマートメーター制度研究会調べ)	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー自社に集中監視システムを配備し24時間監視を実施。残念ながら現在の通信回線の変化に対応できておらず対象顧客の減少が続いている。主な設置顧客は、業務用店舗・遠隔顧客が主体。 ー今年度双方向を可能とした集中監視システム設備を導入し、主にバルクの残量監視、警報器管理、自動検針等に使用している。 ー集中監視システムにかかる電話回線が最近まで変遷が激しく維持が難しい。ようやく通信インフラが少し落ち着いてきていることから、再度の普及率アップや新システムの導入の検討を始めている。 ー高齢者宅などについて販売事業者へ情報提供し、保安の確保のために優先的に集中監視システムの端末を先導入するよう促している。 ・愛知県LPガス協会は、構造改善支援事業の補助事業を案内し、集中監視システム等保安の高度化に向けた補助事業があることを周知し、保安の高度化を図った。
3. 事故防止対策					
3	(1)	(1)CO中毒事故の防止対策			
3	(1)	①	業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策		
3	(1)	①	A. 業務用厨房の関係者に対する周知		

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
3	(1)	①	A	(ア) 換気(給気及び排気)が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。 (現状) ・平成25年においては、4件のCO中毒事故のうち3件が業務用厨房で発生している。これらの原因は、いずれも換気扇、排気設備の未使用によるものであった。また、いずれも業務用換気警報器等は設置されていなかった。 ・業務用厨房機器の使用者等、一般消費者向けのCO中毒事故防止のための注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙2)。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー業務用厨房施設ごとに保安連絡担当者を選任してもらい、従業員への周知徹底を依頼している。保安連絡担当者のリストは、年1回の更新を社内基準として義務づけている。 - ー年2回、店舗経営者及び店舗責任者又従業員に対し、周知文書を手渡しと共に対面説明及び業務用換気警報器の作動テストを実施。 - ー業務用顧客に対し、毎年実施している消費設備調査時に、CO事故防止パンフレット及びCO中毒事故事例について個別周知を実施。 - ー繁忙時間帯における厨房等作業室内のCO濃度測定、火災目視を実施。 - ーリスクが高いと思われる業務用施設等の消費者については、販売事業者に情報提供し、業務用COセンサーの設置などの対策を講じてもらうようにしている。 - ー勝手にガス警報器のコンセントを外していた店についてはガスの供給を停止した所がある。 ・経済産業省は、以下の事項を実施した。 - ーCO中毒事故の防止のため、平成26年5月、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催。関係省庁と事故情報、啓発活動状況、技術開発状況等の情報交換を行った。 - ー平成26年7月、全国調理師養成施設協会に、業務用厨房におけるCO中毒事故防止のための広報ツールの情報提供を行った。 - ー平成26年10月、業務用厨房及び家庭でのLPガス使用者向けにCO中毒事故防止についてのリーフレットを作成した。 - ー平成26年10月、CO中毒事故防止について、雑誌、専門誌への広告掲載、交通広告、ラジオ広告を実施した。 ・北海道産業保安監督部は、平成26年10月～11月に北海道食品産業協議会、チェーンストア協会北海道支部を訪問し、CO中毒事故防止について説明し、リーフレットを配付した。 ・中部近畿産業保安監督部近畿支部は、飲食店等、業務用厨房機器使用者向けのリーフレットを毎週、大阪食品衛生協会の講習会の受講生に配布しているほか、年1回、管内各府県の食品衛生関係団体にリーフレットをまとめて送付している。総数20,000枚。
3	(1)	①	A	(イ) 定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員、アルバイト等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。 (現状) ・ガス機器の定期的な清掃やメンテナンスに関する注意喚起のためのリーフレット(総務省消防庁と連名)を経済産業省のホームページに掲載(別紙3)。 ・業務用厨房機器を維持管理する際に注意すべき点等について経済産業省のホームページに公表。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー業務用顧客に対し、年1回の消費設備調査時に、業務用機器の燃焼状況を確認して、必要があればバーナー部の掃除等、簡易サービスメンテナンスを実施している。修理等が必要な場合はメーカー有償修理を案内する。 - ー給気を含めた換気状況を目視・体感確認する。特に給気口の確保、レンジフード等のフィルターを確認している。 - ー定期設備調査票に機器類の名称・品番等を記入して管理し、経営者と従業員に、ガス機器等レンジフードや給排気設備の清掃・修理等を促し、依頼があれば清掃等当社で行う。 - ー定期消費設備調査時に状況をチェックし、汚れがひどい等不備があれば、清掃やメンテナンスの必要性を丁寧に説明し理解をしてもらうようにしている。また、安全面で問題があればLPガス販売事業者に情報提供している。

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
3	(1)	①	A	(ウ) めんゆで器の排気口を閉塞したことによるCO中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器(同一型式及び類似型式)であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。 (現状) ・平成24年2月に発生した岐阜県の体験施設におけるめんゆで器に係るCO中毒の事故発生後、メーカーは、使用者に対し注意喚起するとともに、排気筒を延長するカバー(高さが高く、上面に物が置けないよう傾斜が付いている。)を作成し、警告シールとともに無償で提供する対策を実施中。また、平成25年6月に日本厨房工業会、めんゆで器メーカー等と開催したそば釜等事故対策会議で業務用厨房実態調査の結果や最近の事故状況について説明し、事故防止のための情報交換を実施。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー経済産業省のリーフレットを活用し、年1回特別周知を実施し、事故事例を参考に同類事故防止に努めている。 - ー対応完了後も、半年ごとの周知・定期点検時に再度確認を実施している。 - ー該当機器の使用はないが、給排気を含めた機器の状況は、伺った際、確認指導している。
3	(1)	①	B. 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進		
3	(1)	①	B	業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続すること。 (現状) ・七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成25年12月末現在、普及率は64%(全216社中 回答率95%)。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー業務用厨房設備のある対象先に、業務用換気警報器を全戸設置済みであり、当社保安査察により設置先一覧表と期限管理状況のチェックを実施している。 - ー業務施設に業務用換気警報器を設置し、警報器の鳴動時の対応を周知している。 - ー茹面器、フライヤー、オーブンの設置されている業務用を基準に業務用換気警報器を無償取付。 - ー業務用厨房機器、大型パン焼きオーブン、屋内設置大型ボイラーの設置先に業務用換気警報器を無償設置。 - ー社内基準「業務用厨房機器のCO測定方法」を制定。厨房機器写真を交えた測定方法の規定に加えて、CO濃度に応じた対処方法(=1000ppmで供給停止)、業務用換気警報器の設置基準等を規定した。 ・七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成26年12月末現在、普及率は65%(全207社中 回答率100%)。
3	(1)	②	ボイラーにおけるCO中毒事故の防止対策		
3	(1)	②		(ア) ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるCO中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、注意喚起を継続的に実施すること。 (現状) ・平成21年1月に鹿児島県の高校において、同年6月に山口県のホテルにおいて、いずれもボイラーの不完全燃焼及び排気不良により、それぞれ18名、22名(うち1名死亡)の被害を伴うCO中毒事故が発生。 ・ホテル・旅館等でのボイラーによるCO中毒事故防止のための注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙4)。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ーホテル・旅館・学校に対して、事故事例の本省作成パンフレット配布と説明、警報器の作動テストを実施。 - ー業務用顧客に対し、毎年実施している消費設備調査時に、CO事故防止パンフレット及びCO中毒事故事例について個別周知を実施している。 - ーホテル・旅館・学校等のボイラー設置箇所と設置環境を把握している。 - ーホテル・旅館・学校、公衆浴場を訪問した際は、使用状況を確認し責任者に対して必ず注意喚起している。

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
3	(1)	②	(イ) ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を継続的に実施すること。 (現状) ・ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの設置箇所を含む業務用厨房施設において業務用換気警報器・CO警報器の設置率は、平成25年3月末で40.7%(平成24年3月末36.0%)(一般社団法人全国LPガス協会調べ)。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －施設供給先に対して、全て業務用換気警報器を設置し、鼓動時鳴動時の室内からの退去・ガス栓の閉止依頼と併せて即時緊急時連絡先への連絡を周知している。 －4施設すべてCO警報器を設置し、期限管理により交換期限を経過する前に必ず交換している。 ・ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの設置箇所を含む業務用厨房施設において業務用換気警報器・CO警報器の設置率は、平成26年3月末で43.4%(一般社団法人全国LPガス協会調べ)。
3	(1)	③	住宅におけるCO中毒事故の防止対策	
3	(1)	③	(ア) 長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒に異常がないかを確認した上で使用するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。 (現状) ・平成24年12月、福井県の一般住宅において、2名が軽症となるCO中毒事故が発生。 FE式瞬間湯沸器の排気筒に鳥が巣を作っていたことで正常な排気がなされず、屋内の排気筒の接続部が外れていたため、COを含む排気が室内に滞留したものと推定。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －定期消費設備調査の機会に使用していないガス機器があれば、縁切り等を提案している。 －毎年の消費設備調査で、排気筒設置顧客に対し、目視点検及びCO測定、事故事例周知を実施。 －半年以上の一時休止先の開栓時には供給開始時調査を実施している。 －点検・調査に訪問した際に長期間使用していないガス機器を発見した場合、異常が生じている可能性について注意喚起するとともに、使用する場合は販売事業者の点検を受けるよう依頼している。 －長期間使わないでいた器具があるお客様へは、試運転により確認した上で使用するよう注意喚起している。 ・経済産業省は、平成26年11月、住宅塗装工事時のガス機器の給気・排気部閉鎖が原因であるガス事故防止に向け、国土交通省に対し、塗装工事に係る所管事業者等への注意喚起について協力要請を行った。
3	(1)	③	(イ) 不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。 (現状) ・不完全燃焼防止等の安全装置のないガス機器は、平成12年度は189万台であったが、平成25年3月末には15万台まで減少。 ・平成25年7月、神奈川県の実験住宅において、1名が死亡となるCO中毒事故が発生。風呂釜熱交換器に付着した付着物の影響で燃焼効率が低下し不完全燃焼が起こり、COを含む排気が室内に滞留したものと推定。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －事業所毎に対象機種の一覧表を作成し、毎年消費者周知を行うこととしている。本社保安査察で周知状況をチェックする。 －対象顧客には買替促進及び販売促進キャンペーン等による案内において積極的なアプローチを実施している。 －風呂釜不燃防なし設置顧客に対し、燃焼確認・排気状況・CO測定、事故事例周知を実施。 －小型湯沸器、風呂釜について、不燃防の機能の有無に係らず、すべてCO検査を実施している。 －毎年2回(3月・9月)、不完全燃焼防止装置が付いていない機器の設置状況を調査・報告している。 －点検時には必ず機器の更新を促し、ケースによっては費用一部事業者負担で更新や機器変更を実施している。改善費用は保安対策費として計上。 －対象機器についてCO検知器により点検し、異常が見つかった場合は、メーカー修理を行うまで使用停止措置を施し、丁寧に説明している。 ・日本ガス石油機器工業会は、古いガス機器に関する注意事項についてケアマネージャー向け雑誌への広告を行い、独居老人宅の点検を呼びかけたほか、10月に開催された国際福祉機器展にて来場者のヘルパーやケアマネージャーに周知を図った。
3	(2)	一般消費者等に起因する事故の防止対策		
3	(2)	①	一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上	

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
3	(2)	①	一般消費者等が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。 ・一般消費者等との接点を増やすため、法定の定期点検・調査以上の頻度での一般消費者宅の訪問 ・一人暮らしの大学生、サラリーマン、高齢者、介護関係者等に対しては、ワンポイントで具体的な事故事例をわかりやすく提示する等、事故防止に向けた注意喚起の実施 ・コンロ清掃・料理教室等のイベント、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化 ・事故事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事故事例等の活用（現状） ・消費機器管理による事故防止のための注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載（別紙5）。 ・一般社団法人全国LPガス協会は、LPガスを安全に使用するためにパンフレットを作成し、LPガス販売事業者を通じて一般消費者等に配布（別紙6）。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －高齢者への「ひと声呼びかけ運動」、「動くこども110番」活動により地域社会とのコミュニケーションを図っている。年末には周知内容を記載したオリジナルのカレンダーを配布。 －ホームページに安全機器の紹介・LPガスの安全使用方法等を掲載。 －毎年1回実施している定期点検・定期調査の際、顧客ごとに適した周知パンフレットを用いて周知説明を行っている。 －消費者巡回を実施し、コンロの清掃を行いお客様との接点強化を図っている。 －周知文について外国人用(中国、ブラジル)を用意したり、自治会主催のお祭り等に参加したりして、接点強化している。 －見守りサービスを行っている高齢者等との接点や、県・市町村・各ガス業界の開催する防災訓練の活動を通じて、機会に応じた周知を実施している。 －毎年のお客様感謝祭において、ガス器具の安全な使い方、コンロ清掃、料理教室など説明する機会を設けている。 ・LPガス安全委員会はLPガスを安全・安心にお使い頂くために保安ガイドを作成し、同委員会のホームページに掲載すると共に、会員のイベント等を通じて一般消費者等に配布。 ・一般社団法人全国LPガス協会は、LPガスを安全に使用するためにパンフレットを作成し、LPガス販売事業者を通じて一般消費者等に配布。 ・日本ガス石油機器工業会は、①コンロの誤使用事故防止を目的とした啓発動画「8つのショートコント集」をホームページに掲載、②お手入れ不足によるコンロのグリル火災防止を狙った「ガスコンロお手入れガイド」の制作と配布(全国LPガス協会と連携し県協会へも配布した)、③全国消防本部に冊子「ガス燃焼機器のQ&A」を配布した。 ・経済産業省は、平成26年10月、CO中毒事故防止について、雑誌、専門誌への広告掲載、交通広告、ラジオ広告を実施した。【再掲】
3	(2)	②	安全な消費機器の普及促進 安全装置付き風呂釜、Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進すること。 （現状） ・平成25年においては、原因者等別に見ると、一般消費者等に起因する事故によるものが最も多く、その中でも、風呂釜、コンロの点火ミス、立ち消えによるものが32件と最多であった。 ・古いタイプの風呂釜の使用法に関する注意喚起及び安全性が向上した風呂釜の普及促進のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載（別紙7）。 ・安全なガス機器への交換促進についてのリーフレットをLPガス安全委員会のホームページに掲載（別紙8）。 ・Siセンサーコンロ（注）の出荷台数が平成25年9月、2,000万台を突破。 （注）Siセンサーコンロとは、全ての火口に「調理油過熱防止装置」、「立ち消え安全装置」、「消し忘れ消火機能」等の機能を装備したもの。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －県LPガス協会が実施している先進ガス器具普及活動に協力し、経年機器リストに基づき安全機器の普及に取り組んでいる。 －ガス展、キャンペーン活動により、Siセンサー付きコンロの普及を図るとともに、安全装置が付いていない器具は、再調査の対象として再巡回を実施し取替の促進をしている。 －広報紙を年4回発行し、Siセンサー付きコンロ等最新機器の紹介等を行っている。 －アパートや借家等のオーナーや管理会社との折衝を試みている。 －定期点検・調査の際に、特に高齢者には古い機器や使用法について注意喚起し、安全装置付の機器に更新するよう促している。 －リフォームや感謝祭のお知らせの際に、Siセンサーコンロ等を安全性を前面に出して紹介している。 ・LPガス安全委員会は、安全なガス機器への交換促進についてのリーフレットを作成しホームページに掲載。 ・日本ガス石油機器工業会は、動画によるガス機器安全啓発として新たに同会のYouTubeチャンネルを開設した。12月から1月は、動画「長期使用した製品の点検と取替に関する啓発」のキャンペーンを実施した。 https://www.youtube.com/channel/UCHj0rgwONf0sr9hbCPdWY0Q
3	(2)	③	誤開放防止対策の推進	

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
3	(2)	③		(ア) ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違っ て開けてしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被 せる「ガス栓カバー」の設置を促進すること。 (現状) ・「ガス栓カバー」の普及促進のためのリーフレットを経済産業 省のホームページに掲載(別紙9)。 ・「ガス栓カバー」の出荷数は、平成23年は31,394個であ ったが、国やLPガス関係団体による設置促進等の取組により、 平成24年は406,002個と大きく増加し、平成25年は348, 776個となった(一般社団法人日本エルピーガス供給機器工 業会調べ)(別紙10)。 ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防 止対策としてのガス栓カバーの普及促進」を行動基準の一つ としており、平成25年12月末現在で、実施中が59%、実施 予定が33%(全216社中 回答率95%)。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー未使用ガス栓の1口ガス栓交換促進及びガス栓カバーの取り付け促進を実施中。なお、未使用ガス栓のゴムキャップ又はプラグ止めの設置は完了しており一時的な安全確保が来ている。 - ー開栓時、保安巡回時に、ガス栓カバーの取付を推進。合わせて、耐火性能の高い特別ゴムキャップも設置し2段階の安全策を講じている。 - ー対象消費者にガス栓カバー取付けを実施済み。 ・「ガス栓カバー」の出荷数は、平成26年は418,902個となった(一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会調べ)。 ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としてのガス栓カバーの普及促進」を行動基準の一つとしており、平成26年12月末現在で、実施中が67%、実施予定が28%(全207社中 回答率100%)。
3	(2)	③		(イ) 誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを 検討すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー旧型ヒューズガス栓(≠ONOFFガス栓)の新型ガス栓への適宜交換は実施しているが、燃焼器入口圧力または配管漏えい検査用の検査孔確保のため一口ガス栓への交換は未実施。 - ーガス栓カバーが消費者の要望で取付ができない場合や1口への変更要望がある場合は切替している。 - ーガス栓カバーの取り付け時、二口ガス栓の不要なところは、一口ガス栓に取替作業を行った。 - ー誤開放防止について説明して承諾された消費者については一口ガス栓への交換を完了している。
3	(2)	④	ガス警報器の設置の促進等		
3	(2)	④		LPガスの漏えいに起因する事故の防止には、ガス警報器の 設置が効果的であることから、ガス警報器の設置の促進及び 期限管理に取り組むこと。 (現状) ・ガス警報器の設置率は、平成24年度末現在、共同住宅で9 1.2%、一般住宅で72.5%(一般社団法人全国LPガス協 会調べ)(別紙11)。 ・ガス警報器工業会は、平成24年4月から3カ年計画で、ガス 警報器の設置率の向上及び期限切れ警報器の一掃を目指 して「リメイク運動」を推進。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー法令設置対象施設について事業者所有物として警報器取付けを実施。定期点検調査、入居時での取り替え促進により期限経過での使用をなくすよう努めている。指導施設への有料取付けは、停滞傾向。 - ーリースを基本として設置を推進し、期限管理を行っている。 - ー集合住宅には、メーター連動警報器の設置を推進している。 - ー86条施設における設置義務先については100%設置および5年毎の期限交換を実施している。 - ーガス警報器工業会のリメイク運動にあわせ、社内保安対策項目として設置促進している。 - ー期限管理については、消費者と面談できる定期調査時での交換をルールとしている。 - ー事業者負担によりガス警報器の設置率100%達成済み。期限管理しており期限遅れなし。 ・ガス警報器の設置率は、平成25年度末現在、共同住宅で90.6%、一般住宅で72.3%(一般社団法人全国LPガス協会調べ)。 ・ガス警報器工業会は、平成24年4月から3カ年計画で、ガス警報器の設置率の向上及び期限切れ警報器の一掃を目指して「リメイク運動」を推進。
3	(2)	⑤	消費設備調査の推進		
3	(2)	⑤		(ア) 消費設備調査は法定事項であるが、普及啓発の重要な 機会としてとらえ、以下のような工夫を図りながら、一般消費 者等に対するLPガスの理解増進を図ること。 ・中学校理科教科書のCO中毒に関する記載(別紙12)や漫 画で解説した副読本(別紙13)、外国語によるパンフの活用 ・ガス請求明細の裏面に注意事項等を記載	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー法定点検調査時に、LPガスの安全使用方法・機器操作方法等の説明・周知活動を実施している。 - ー供給開始時・定期消費設備調査時にグループ独自の周知読本等を活用して周知している。 - ー外国人向けの周知パンフレットをLPガス安全委員会ホームページよりダウンロードして活用している。 - ー検針票・請求書の裏面を情報お知らせに活用している。 - ー定期点検・調査時に、調査の目的を丁寧に説明している。

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述					取組状況
3	(2)	⑤		(イ) 消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫をこらして実施すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －保安点検調査の重要性を粘り強く説明するが、ご理解が得られず調査拒否の場合は保安閉栓も含め対応している。 －法定点検調査の拒否顧客のフォローは、社内ルールに従い継続的に点検調査要請を実施している。 －拒否需要家については、巡回を徹底し対応している。保安閉栓を実施する場合もある。 －わがままなお客様こそ事故の危険性が高いことから、所定の案内の上、ガス止め処置を行っている。
3	(2)	⑤		(ウ) 不在が続く一般消費者等に対しては、十分な書面での説明、数回にわたる継続的な訪問等十分な手続きを踏んだ上で、当該一般消費者等の安全の確保の観点から一時的な閉栓に踏み切っているLPガス販売事業者もあり、保安の確保の観点からは参考となる。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －3ヶ月間の不在票(3回以上・電気メーター指針の記録)とともに保安閉栓予告を実施したのち、最終的には期限経過する時点で「保安閉栓」を実施。一部の需要家について、期限経過が発生するが若干の遅れにて折衝して点検実施となっている。 －5回以上訪問しても実施できない需要家に対し、保安閉栓を実施。 －3回不在時に保安閉栓予告、1週間後の4回不在時に保安閉栓実施。個別管理票を作成して定期点検調査の実施完了まで管理する。 －3回以上訪問・不在票の投函、さらに電話、それでも連絡がつかない場合は、供給中断もある故の文面通知をし、期限内の連絡が無い場合は保安閉栓することをルール化。ほとんどの消費者には理解が得られ期限内に実施できている。(まれに保安閉栓を行っている。) －不在票へは、連絡先としてメールアドレスを追加して、メールでの調査希望日を回答して頂くようにした。 －3回訪問し不在通知を都度提出、在宅日の連絡お願いしている。連絡がつかない場合は、販売事業者へ通知し閉栓予告等を出してもらい対応している。 －初回不在時は、点検のご案内と電話連絡する日を郵送にて通知。2回目は、連絡が取れなかった為、期限内に連絡を頂けるようお願いする文書を発送。3回目は、期限内に連絡が無い場合は、ガス止め処置の案内を発送。
3	(2)	⑤		(エ) 消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －改善が必要な設備がある場合は、改善の必要性を消費者に十分説明しているが、ご理解が得られない場合は供給辞退も含め対応している。 －危険性のある改善指摘について、即時改善して頂けない場合、「ガス供給の継続」が出来ない旨を説明し、最終的に「機器の使用中止」・「保安閉栓」を実施している。 －行政機関に相談しながら折衝を行い、早期改善に努めている。 －再調査拒否先、不在等による6カ月期限超過先のうち、災害の発生の恐れが大きい需要家については、所轄県庁へ相談する。 －大幅な経費が伴う場合は、割賦方式をとる等の説得をしている。ガス機器等の不具合の維持が出来るケースは、巡回等により気をつけるようにしている。
3	(2)	⑤		(オ) 学校、公民館等の公共施設は、ひとたび事故に至ると大惨事になりかねないことから、設備の期限管理等について自治体をはじめ公共施設の関係者に理解、協力を促すこと。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －公共施設の設備の案件については事前の予算確保が必要なことから、定期調査の結果としての要請ではなく、事前要請を行うこととしている。 －学校等の公共施設で供給設備が学校管理の物件となっている例があり、当社で期限管理を行い、事前に次年度予算計上してもらい期限内に交換している。
3	(2)	⑥	リコール対象品等への対応		

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
3	(2)	⑥	消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。)に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。 (現状) ・パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器は、LPガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成26年1月末までに529台の対象機器が回収されており、平成25年2月時点以降の1年間でも新たに13台が回収されており、うち7台がLPガス機器である。 ・この中には、開栓状態で使用可能なものとして発見されたものが前年に引き続き1台あった。 ・また、リコール以前から部屋を使用していない等の事情によりこれまで発見されず、空き部屋から発見されたものが3台あった(別紙14)。 ・リコール情報については、下記ホームページを参照のこと。製品安全ガイド: http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー現在も定期点検調査にて該当機種が設置されていないか確認し、毎月各事業所から親会社へ報告するよう徹底している。 - ー該当製品の存在確認は、定期調査において一巡以上したが、今後も買収先については、調査時特に注意すべき事項と認識している。 - ー定期調査時にLPガス機器類の確認は必ず行っており、リコール対象品が発見された場合は即刻販売事業者者に連絡し対応をとらせている。 - ー平成26年8月にリコールになった調整器について所在は把握しており、代替品の用意ができ次第順次、回収・交換を行っている。 ・パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器は、LPガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成27年1月末までに541台の対象機器が回収されており、平成26年2月以降の1年間に新たに回収された12台のうち9台がLPガス機器である。 ・日本ガス石油機器工業会は、同会ホームページにて各社リコール情報へリンクしたポータルにて周知を図った。 http://www.jgka.or.jp/recall/index.html
3	(2)	⑦	長期使用製品安全点検制度への協力	
3	(2)	⑦	LPガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い機器について、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はリーフレット等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。 (現状) ・製品(屋内式ガス瞬間給湯器と屋内式ガス風呂釜)の販売事業者によっては、長期使用製品の購入者に対し当該製品の安全点検制度を説明するとともに、必要に応じてユーザー登録はがきの代行投函を行っている。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー保安教育により全社員に制度対応の周知を行っており、一般消費者にパンフレットを配布する等の協力を行っている。 - ー対象機器の販売・設置の顧客には、担当者から取り扱いの説明と同時に制度について説明し、顧客の理解が得られた場合は登録票への記載・投函を含めて責務を果たしている。 - ー定期調査時に消費者にユーザー登録実施を確認し、当方にて代行投函等を実施するよう全社員に周知している。 - ーユーザー登録することで保証期間が延長される製品については、その説明をすることによりほとんどのお客様がユーザー登録していると聞いている。 - ー安全点検制度については、対象機器の販売時に説明し、高齢者等にはハガキ投函代行を行っている。 - ー対象製品を設置する際は、周知を徹底し、当社にて代行投函もしくは、インターネット登録をしている。 ・LPガス安全委員会は保安ガイド、リーフレット等によって同制度が設けられていることを紹介。 ・日本ガス石油機器工業会では長期使用製品安全点検制度周知チラシ、代行記入を促すチラシを、全国LPガス協会と連携し要望のあった11協会(※)に計22320枚のチラシを配布した。また国際福祉機器展(10月)においてもブースで一般消費者 ケアマネジャー等に周知を図った。また、業務用機器は設計標準使用期間が3年の製品があるため点検時期を迎えていることから、点検を促す広告を業務用厨房に関連した新聞、専門紙に実施、周知を図った。 (※)11協会の内訳は、栃木県、埼玉県、富山県、福井県、滋賀県、大阪府、和歌山県、広島県、島根県、山口県、熊本県のLPガス協会。
3	(3)	LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策		
3	(3)	①	供給管・配管の事故防止対策	

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
3	(3)	①	(ア) 埋設管は、腐食しにくいポリエチレン管(PE管)等への取り替えを促進すること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －白ガス管の埋設はコンピューターで管理し、PE管への取替えを計画的に進めている。 －白ガス埋設管の入替事業計画を毎年本社保安部予算として計上し実施している。20年以上経過している集合住宅本管設備を優先しているが、漏えい監視機能付き調整器によるガスメーター異常表示による漏えい確認がされた物件も優先順位を上げている。配管材料もPE管に限定せず、被覆鋼管も併用している。 －既設埋設配管については、漏えい検知装置による維持管理を実施している。異常表示が発生すれば速やかに対応し配管等の入替えを実施している。(露出配管とすることが多い)
3	(3)	①	(イ) 他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者には知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。また、酸欠事故防止に向けた対応を図ること。 (現状) ・平成18年から25年までに発生した事故のおよそ1割が「他工事業者による事故」であることを踏まえ、ガス供給設備周辺で工事を行う場合は、事前にLPガス販売事業者には知らせよう、国土交通省及び厚生労働省を通じて、建設工事関係事業者に対し注意喚起を実施(別紙15)。 ・他工事による事故防止についての注意喚起のためのリーフレット(厚生労働省と連名)を経済産業省のホームページに掲載。(別紙16)。 ・平成25年11月、熊本県内の町道でガス埋設供給管取替え工事において1名が死亡となる酸欠事故が発生。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －管理会社、一般消費者、自治体等から情報が得られる様パンフレット等で周知を図っている。 －社員の地域巡回による工事実態発見に努めている。 －受注工事については、施工時の立会と共に、事前打ち合わせでの工事事業者への注意喚起を実施している。 －万一の破損事故対応に備えて防災資機材(ホースマスク・防爆送風機等)を整備して使用方法の訓練を行っている。 －埋設管を敷設している所は、台帳にて把握しているが、他工事の事前把握は難しいのが現状。 ・経済産業省は、平成26年11月、ガス事故における他工事事故の防止に向け、厚生労働省及び国土交通省に対し、建設工事等に係る所管事業者等への注意喚起について協力要請を行った。
3	(3)	①	(ウ) 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。 (現状) ・平成25年において、液化石油ガス設備工事中において液化石油ガス設備士の免状を持たない者が工事をしていた事例が確認された。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －保安査察において、供給管・配管工事の工事請負契約書・委託先の特定液化石油ガス設備工事事業開始届・設備士免状の写し・再講習受講状況を確認している。 －委託工事会社と「下請け工事基本契約」の締結を実施し、安全作業の注意事項の交付及び資格者管理について、社内の資格者管理台帳に組み入れて管理している。「特定液化石油ガス設備工事事業開始届出」有無の確認と、液化石油ガス設備士資格(再講習受講状況)の写しをセットで管理している。 －外注工事の場合、作業者名簿・工事資格状況を事前に提出してもらい、現場監督には当社社員が従事している。 －設備士取得者全員(従業員、工事事業者)の再講習状況を本社で一括管理している。 －下請け業者、外注先の設備士免状の再講習状況を、業務主任者が年1回確認している。
3	(3)	②	機器の事故防止対策	

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
3	(3)	②	(ア) 調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。 (現状) ・高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果(平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件が対象)によれば、使用年数に起因するもの43件のうち、88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものである。 ・七協議会連絡会議では「事業者起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成25年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、1.5%(全216社中 回答率95%)。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー調整器・マイコンメータ・高圧ホース・警報器は、保安管理システムで期限管理し、年度予算として機器更新予算を確保している。交換状況を毎月の保安会議で報告している。 ー警報器については、不在宅の交換が困難なことから、平成24年度より定期設備調査時に交換するとの社内基準を設け実施している。 ・七協議会連絡会議では「事業者起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成26年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、1.2%(全207社中 回答率100%)。
3	(3)	②	(イ) 充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実に行うこと。 (現状) ・平成25年において、一般消費者等からの連絡を受けてLPガス販売事業者等が対応した際に工事ミス・作業ミスにより発生した事故が9件あり、うち2件でそれぞれ一般消費者等が1名負傷している。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー法定点検調査の保安教育・実務教育の中で、容器交換、法令点検調査作業手順、作業完了時の検査等について指導・教育を行っている。 ーガス設備の修理・交換工事後は必ず漏洩試験を実施して記録を残している。容器交換後は漏洩検知液で接続部の漏洩を確認している。工事等完了後はセルフチェックシートにより確認している。 ー保安教育の実施、社内配送部門実技コンテストの実施等を通じて点検作業の手順確認、指差呼称の徹底を指導している。
3	(3)	②	(ウ) 閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー配送会社と情報を共有し、閉栓先の容器引き上げを徹底している。引き揚げ後は高圧ホースの先端に栓キャップをしてゴミ等が入らないようにしている。 ー閉栓需要家は、毎月の検針時に容器の設置状況を確認している。長期設置容器は、回収に努めている。 ー半年毎に閉栓先の空き家検針を実施、その際はマイコンメーターの警告表示、供給設備設置状況(容器・供給機器の発錆状況、周辺火気の有無)の確認を行っている。 ー全戸閉栓した集合住宅については、その容器撤去実施している。 ー閉栓後一定時期を過ぎた容器は、供給設備に当社連絡先を記載したプレートを掲げ残ガス容器を回収している。
3	(3)	③	バルク供給に係る事故防止対策	
3	(3)	③	これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分に行い、事故防止の徹底を図ること。 (現状) ・平成25年はバルク供給における負傷者を伴う事故はなかったものの、平成23年は安全弁の交換作業ミスによる負傷者を伴う事故が発生しており、平成24年は液面計のフランジ部に係る作業ミスによる負傷者を伴う事故が発生した。原因はいずれも作業手順の確認が不足していたことによるものであった。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ーバルク貯槽の安全弁交換作業等を行う者は、講習会に参加して現場でメーカー技術者の指導を受けた者を専従させている。 ー保安教育の一環として、バルク供給事故防止対策教育を実施している。 ー安全弁交換について、社内保安教育において実習を交えた教育を反復して行っている。 ー安全弁交換について、自社の専門工事チーム複数人で工事を行っている。JLPA(日本エルピーガスプラント協会)が開催している「バルク供給セミナー」等において研修終了したリーダーが工事実施者を監督指導している。外部に委託している営業所での交換時には、必ず自社の専門チームのメンバーが監督指導する。 ーバルク作業主任者には年間事業計画に基づき保安教育を実施している。安全弁の交換作業は自社で行い、ベテランとともに作業することで技術や作業方法等を現場で習得させている。
3	(4)	その他		
3	(4)	①	質量販売に係る事故防止対策	

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
3	(4)	①	(ア) 質量販売の際も法令で求められている供給開始時調査や定期消費設備調査について、確実に実施すること。また、質量販売先の一般消費者等に対し、質量販売事故防止のためのリーフレット等による周知を行うこと。 (現状) ・平成25年の質量販売における事故7件のうち、4件で負傷者を伴う事故が発生している。また、消費者が屋内で使用するものを、屋外で使用するものと勘違いして、容器と配管を接続せずに販売していた等の法令違反が2件認められた。 ・質量販売事故防止についての注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙17)。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －定期的な消費者については一覧表で管理し、LPガス質量販売に係る消費者へのお知らせの保存、消費設備調査票に不備が無い事、容器管理台帳を整備する事、以上を保安査察及び社内査察の機会に確認している。 －法定内容を消費者に説明して、協力姿勢にある消費者に質量販売を行う事を基本原則としている。 －顧客から質量販売の依頼を受けたときは、使用用途・場所・期間等をヒヤリングして保安上問題がないかを確認し、緊急時対応についても対応できるエリア内での使用に限定している。不特定の人が使用するイベント等では必ず保安上の責任者を設置してもらう。また、最近では消防の指導上、消火器の設置もお願いしている。 －社内の質量販売のマニュアルに基づいて、供給開始時点検、周知を確実に実施している。定期消費設備調査については台帳管理により、容器が返却されていない需要家に対し実施している。 －継続消費者と一時的な消費者に分類して、社内基準「質量販売の方法」に基づいて対応している。なお、原則、充てん所での販売を禁止している。 －どうしても質量販売しなくてはならない場合は、必ず取扱上の注意点を説明し、容器と器具との接続を行い、器具等が正常で有る事を配送マンが確認することとしている。 ・経済産業省は、平成27年1月、山小屋のLPガス使用者向けにCO中毒事故防止の注意喚起リーフレットを作成し、ホームページに掲載した。
3	(4)	①	(イ) LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。 (現状) ・平成26年2月末時点の特則承認件数:3事業者4件	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －山小屋等に対して質量販売をする場合においても保安業務を確実に実施するよう指導している。 ・経済産業省は、平成26年8月、7/29に発生した山小屋のCO中毒事故と類似の事故の再発を防止するため、ガスを燃料とする風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する山小屋の需要家への注意喚起をするよう、関係団体傘下の事業者等を通じて周知を要請した。 ・山小屋等に関する特則承認は、平成27年2月時点で9事業者(15件)について承認済み。
3	(4)	②	積雪又は除雪ミスによる事故防止対策	
3	(4)	②	積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、供給設備の点検を確実に実施し、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。 (現状) ・平成25年は雪害による事故が38件であり、平成23年、24年に比べ減少したものの、雪害による事故発生件数は依然として高い水準となっている。平成26年2月末時点で31件発生(速報ベース)。 ・より効果的な雪害対策に資するため、容器の接続方法等に着目した対策をまとめ、経済産業省のホームページに掲載。 ・LPガス設備の雪害対策の普及促進のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙18)。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 －北海道・東北・北陸・長野など雪害が懸念される地区では事故防止対策を徹底するよう指導している。 －北関東地区(栃木県・群馬県)の一部が積雪地域であるため、雪害・落雪対策として、張力式ガス放出防止付高圧ホースの設置及び容器設置場所に考慮した対応を行っている。 －松本・甲府販売所に対して、落雪対策の実施徹底を指示。 －屋根雪の落下や除雪による機器損傷等のリスクの高い置場については販売事業者情報提供し、保護屋根の設置や設置場所の変更も含め対策を促している。また、消費者に対しても、除雪時に機器を損傷しないよう十分に気をつけるように注意喚起している。 －落雪対策として①壁面の横引き配管の禁止 ②冬囲いをお願い ③雪害対策のパンプレットを活用(特に雪下ろし時に、ボンベ周りに落とさないよう周知)、除雪車対策として①雪害ポールの設置 その他に、集中監視による微少漏洩の監視など 消費者の状況に合わせて注意喚起している。 ・北海道産業保安監督部は、11月に「雪害によるLPガス事故の発生防止について(注意喚起)」をホームページに掲載。 ・関東東北産業保安監督部東北支部は、12月に「雪害によるガス事故発生防止について(注意喚起)」をホームページに掲載するとともに、降雪の多い市町村及び雪害事故が発生した市町村等に対し、「雪の重さは大敵、雪害事故にご注意を」のチラシのホームページや広報誌等への掲載を要請。
4. 自然災害対策				

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述				取組状況
4			(1)「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(平成25年3月経済産業省及び高圧ガス保安協会)を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。特に、地震等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置を徹底すること。(別紙19)	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー阪神・淡路大震災を機に組織した災害救援隊に全国で3,200名が登録、毎年10月に全国80以上のセンターで災害救援隊訓練を実施している。 - ー容器転倒防止の鎖の設置・劣化による交換、ガス放出防止型高圧ホースの交換を実施している。 - ーBCP事業継続規定による緊急連絡網により、災害発生時の連絡体制を整備している。 - ー中核充てん所と併せて、軽油燃料の自家発電装置設置の充填所も整備している。 - ー7号業務の保安機関事業所にLPガス燃料発電機の整備により通信用電源を確保し、各営業所には防災無線機の配備・全社員に携帯電話・営業社員にIpad配備等々、通信機器を充実して社員の安否確認に備えている。 - ー各営業所には震災備品としての配備として①携帯ガソリン缶②携帯ラジオ③車載用携帯充電器④小型LPG燃料発電機⑤水用20ℓポリタンク⑥懐中電灯を常備している。 - ー充填所には、容器に網掛けを施工し、容器流出防止策を講じている。 - ー整備した自然災害対策マニュアルに基づき、震度5弱の地震が発生した場合の社員及び家族の安否確認、災害本部の立上げ等を訓練している。 - ー平成16年の水害の経験を基に、10年前からガス放出防止型高圧ホースの設置、ボンベチェーンの2重掛け、バルク化を推進している。
4			(現状) ・東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安のあり方に関する「14の対応策」については、行政機関やLPガス関係団体を通じて、各都道府県LPガス協会及び傘下のLPガス販売事業者等に対して通知するとともに、平成25年度は全国各地で開催する保安講習会等のテキストに追加する等、LPガス販売事業者等に対する普及啓発を行うほか、各都道府県LPガス協会に対し対応策への取組状況についてアンケート調査を実施。 ・ガス放出防止型高圧ホースの平成24年度末の普及率は26%(推定値)(一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会調べ) ・一般社団法人全国LPガス協会は、平成26年3月に、一般消費者等への周知活動として、災害対策のためのLPガス導入事例集、LPガスの常時利用を進めるためのパンフレットを作成し、全国各自治体、消費者団体等に配付。(別紙20)	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 - ー県LPG協会の防災対策活動や防災訓練に参画しており、有事には協会と連携した対応を計画している。 - ーライフセーバー隊への参入教育に社員を派遣してLPガスの災害対策について講習を行っている。 - ー平成26年度に追加された保安専門技術者指導事業の講習テーマ「LPガス災害対策」を3人が受講し、社内、グループ事業者、外部の販売事業者への保安教育に反映する予定。 - ー平成25年度から稼働している中核充填所について、関連自治体には訪問、通知により非常時には利用可能を知らしめている。 ・ガス放出防止型高圧ホースの平成25年度末の普及率は29.3%(推定値)(一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会調べ) ・一般社団法人全国LPガス協会は、平成27年1月に、一般消費者等への周知活動として、災害対策のためのLPガス導入事例集、LPガスの常時利用を進めるためのパンフレットを作成し、全国各自治体、災害拠点病院等に配付。
4			(2) 仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。 (現状) ・平成24年2月に、宮城県の仮設住宅において、配管用フレキシ管の埋設部にさや管が施されていないものが見受けられた。	・トップヒアリングの結果、以下の例がみられた。 ー仮設住宅にLPガスを供給している場合も、一般住宅と同様に定期点検調査を実施している。